



「企画総務部長名で出された掲示物（特徴点）」

- ◆ 懇親会は「池袋統括センター発足に伴う、社員間の親睦を深めること」が目的。
- ◆ 趣旨を逸脱することなく開催された。
- ◆ 懇親会では、一人の管理者から「過半数代表者選挙に関する不適切な発言」を確認。
- ◆ 選出手続きの公平・公正性を損なう実態はないことを確認。
- ◆ 社員間の懇親会について、何ら否定されることはなく、その場に管理者が参加することも何ら問題ない。

BREAKING
NEWS

社友会への会社関与が鮮明に！

疑事と呈する喧伝に対し、経費流用は否定せず、不適切発言を認めるも、
選出手続きの公平・公正性は損なわない!?

10月25日に（首都圏本部）企画総務部長名で「懇親会に関わる一部労働組合による喧伝について」と題した掲示が出されました。

会社掲示では、（社友会の）懇親会と過半数代表者選挙の正当性に疑事を呈する喧伝であり、社員に誤解を与えるものと主張しています。

私たちが掴んでいる真実はこれだ！
・会社掲示に書いてある懇親会は？
⇒社友会LINEで募集し開催されたもので社友会に全社員に周知されたものではないです！
⇒現場長も「社友会のやつね」と言ったんです！
・公平性・公正性を損なう実態は？
⇒選挙事務を担う社友会代表が幹事・司会です！
⇒候補者が挨拶をしたんです！
だから正当性に欠け社員に誤認を与えるんですYo!

池袋運輸区分会（池袋統括センター）の分会掲示物

しかし、懇親会は全社員を対象にしたオープンなものだったのでしょうか。
さらに、会費の差額の出どころは未だ明らかにされていません。

管理者の不適切発言について、公平・公正性を損なわない根拠は何なのでしょうか。会社は「正当性に疑事を呈する」と主張するも、懇親会での不適切発言を認めています。

懇親会や過半数代表選挙の趣旨を理解するのは会社の方です Yo!